

## 羽曳野市市民税の減免及び森林環境税の免除事務取扱要綱

制 定 平成 29 年 3 月 31 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号。以下「条例」という。)第 46 条に規定する市民税の減免及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号。以下「森林環境税法」という。)第 11 条に規定する森林環境税の免除の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(審査の基準)

第 2 条 市民税の減免の基準は別表第 1 の第 1 欄から第 3 欄まで及び別表第 2 に、森林環境税の免除の基準は森林環境税法第 11 条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和 4 年政令第 300 号。以下「森林環境税法施行令」という。)第 4 条から第 7 条まで、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する総務大臣が定める場合を定める件(令和 4 年総務省告示第 310 号)に定めるところによる。

(申請手続等)

第 3 条 条例第 46 条第 2 項の規定により市民税の減免を申請しようとする者又は森林環境税法施行令第 3 条の規定により森林環境税の免除を申請しようとする者は、年度分ごとに市民税・府民税・森林環境税の減免申請書(羽曳野市税条例施行規則(昭和 57 年羽曳野市規則 41 号)様式第 21 号)に、別表第 1 の第 1 欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第 5 欄に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、市民税の減免又は森林環境税の免除(以下「減免等」という。)をするかどうか、減免等をする場合におけるそれらの額を決定し、その決定の内容を書面により申請者に通知するものとする。

(減免等の額等)

第 4 条 市長は、市民税の減免を行うときは、当該減免の申請日以後に到来する納期限までに納付すべき市民税について、別表第 1 に定める減免額を減免するものとする。

2 市長は、申請者が地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 3 第 1 項又は第 321

条の 7 の 2 第 1 項若しくは第 321 条の 7 の 8 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって市民税を徴収される者である場合には、前項の規定にかかわらず、前条第 1 項の申請書の提出があった日以後に支払を受けるべき同法第 317 条の 2 第 1 項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等の支払の際に徴収されるべき市民税について、別表第 1 に定める減免額を減免するものとする。

3 市長は、申請者が条例第 46 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、減免が必要であると認めるものである場合には、前 2 項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた日から 1 年以内に納期限が到来する市民税又は特別徴収の方法により徴収されるべき市民税について、別表第 1 に定める減免額を減免するものとする。

4 前 3 項の規定により減免する市民税の全部又は一部が既に納付されているときは、減免する市民税の額のうち、その既に納付された市民税に相当する額を還付するものとする。

5 市長は、地方税法第 321 条の 7 の 8 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収される同項に規定する仮特別徴収税額がある者が羽曳野市税条例第 46 条第 1 項第 1 号又は第 4 号の規定による減免を申請する場合において、同法第 321 条の 7 の 5 第 1 項の規定による通知を受けた日から 6 月 30 日までの間に当該申請があったときは、第 2 項の規定にかかわらず、申請の日の属する年の 4 月 1 日から 6 月 30 日までに徴収されるべき市民税について、別表第 1 に定める減免額を減免することができる。ただし、減免の事由が発生した日前に徴収されるべき市民税は減免しない。

6 森林環境税の免除の額は、森林環境税法施行令第 4 条に定めるところによる。

(減免等事由の消滅)

第 5 条 市民税の減免又は森林環境税の免除を受けた者は、減免等の事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(取消しの通知)

第 6 条 市長は、市民税の減免又は森林環境税の免除を取り消したときは、その旨を書面により通知するものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、減免等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の羽曳野市市民税の減免及び森林環境税の免除事務取扱要綱の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税の減免及び森林環境税の免除について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税の減免については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 25 日から施行し、改正後の第 4 条第 5 項の規定は、同年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年 8 月 31 日までの間における改正後の第 4 条第 5 項の規定の適用については、同項中「通知を受けた日から 6 月 30 日まで」とあるのは「通知を受けた日から 8 月 31 日まで」と、「4 月 1 日から 6 月 30 日まで」とあるのは「4 月 1 日から 8 月 31 日まで」とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条一第 4 条関係)

区分	対象者	適用基準	減免額	証明書類
条例第 46 条第 1 項第 1 号に該当する者である	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶		所得割額及び均等割額の全額	生活保護受給証明書

<p>って、減免が必要であると市長が認めるもの</p>	<p>助(同法第 18 条第 2 項の規定により行われる同法第 11 条第 8 号に掲げる葬祭扶助を除く)を受けている者</p>			
<p>条例第 46 条第 1 項第 2 号に該当する者であって、減免が必要であると市長が認めるもの</p>	<p>次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 納税義務者本人の意思に反して職を失い、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の規定による失業等給付の受給終了後において、なお無職であり、申請の時に所得が皆無である者(早期退職優遇制度によるもの、企業経営主体の交代による解雇、契約期間満了による解雇、定年ほか、自己都合退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇は除く。)</p> <p>イ 倒産、破産又は廃業により職を失い、申請の時に所得が皆無である者</p>	<p>別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、対象者の前年中の合計所得金額がそれぞれ同表の右欄に掲げる金額であること</p>	<p>所得割額の全額</p>	<p>1 解雇通知書等</p> <p>2 雇用保険受給資格者証明書</p> <p>3 廃業届等</p>

<p>条例第 46 条第 1 項第 3 号に該当する者であって、減免が必要であると市長が認めるもの</p>	<p>賦課日において所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 32 号(勤労学生)のイ～ハに該当する者</p>	<p>別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、対象者の前年中の合計所得金額がそれぞれ同表の右欄に掲げる金額であること</p>	<p>所得割額の 5 割</p>	<p>1 学生証の写し 2 学費の領収書の写し</p>
<p>条例第 46 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、減免が必要であると市長が認めるもの</p>	<p>災害により身体又は資産に多大な損害を受けたことにより、納税の能力を喪失した者(保険金又は損害賠償金で損害が補てんされた者を除く。)</p>		<p>災害被害者に対する地方税の減免措置等について(平成 12 年 4 月 1 日自治税企第 12 号自治事務次官通知)に準じた割合</p>	<p>罹災証明書等</p>
<p>条例第 46 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、減免が必要であると市長が認めるもの</p>	<p>次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 疾病又は負傷により、90 日以上入院又は自宅療養が必要となり、申請の時に所得が皆無である者</p>	<p>別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、対象者の前年中の合計所得金</p>	<p>所得割額の全額</p>	<p>医師の診断書</p>

	イ 賦課期日後、障害者(地方税法第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者をいう。)となった者	額がそれぞれ同表の右欄に掲げる金額であること		
		別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、対象者の前年中の合計所得金額がそれぞれ同表の右欄に掲げる金額であること	所得割額の 5 割	障害者手帳等

別表第 2(第 2 条関係)

区 分	前年中の合計所得金額
控除対象配偶者及び扶養親族がない場合	86 万円以下
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数が 1 人の場合	172 万円以下
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数が 2 人の場合	258 万円以下
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数が 3 人の場合	344 万円以下
以下 1 人増すごとに 86 万円増	

備考 「区分」とは、1 月 1 日における申請者の控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をいう。